

【論文】

清水豊子・紫琴^(*)(一) —「女権」の時代—

江 種 満 子

SHIKIN/SHIMIZU Toyoko(1) - On Joken: The Era of Women's Rights -
Mitsuko EGUSA

要約：樋口一葉研究の国民文学的な隆盛に引き替え、一葉に先立って自由民権の時代に登場した清水豊子・紫琴の研究は、政治思想の領域から詳しく調査されてきたものの、文学領域からは十分とはいえない。清水豊子は、民権運動のなかにおいて「女権」という問題を明確にうちだした女性解放運動の先行者であるが、その思想は植木枝盛との出会いのなかで急速に形成された。だが、豊子の最初の本格的な女権論になるはずだった「敢て同胞兄弟に望む」は、これまで発表文だと信じられてきたものがじつは死後公表された草稿であることがわかり、この事実はごく狭い範囲ですでに知られてはいるが、両者の厳密な比較考察はまだおこなわれていない。両者は別物と考えた方がよいほどに異質であり、むしろその事実こそ、男権と女権の軋轢がひそんでいる。さらに最初の小説「こわれ指環」が、結婚における 契約 に焦点化されていることをめぐり、とくに植木の『東洋之婦女』の婚姻論との重なりやズレを問うた。
キーワード：女権・自由民権・結婚・契約・指環

はじめに

一九七〇年代以後のフェミニスト批評によって現代に甦った女性作家の一人に、清水豊子・紫琴（1868-1933）がいる^(*)。

清水豊子・紫琴は、一八六八（明治1）年に生まれ、自由民権の演説活動から作家活動に移った民権活動家・小説家である。自由民権家として出発した豊子の関歴によって、その研究はおもに政治思想史の方面が先行し、文学研究はその成果と交錯するようなかたちで後続した。そしていまなお、

文学サイドからの研究は十分とはいえない。しかも、豊子の民権運動時代から小説の第一作「こわれ指環」(1891・1・1『女学雑誌』)に到達すると、その先の作家活動までなかなか出ていかなかったというのが実状である。

清水豊子・紫琴は、樋口一葉(1872-1896)にわずかに先立って生まれ、明治国家体制の確立前後に前半生を生きたが、まさにその時代に出会ったからこそ、政治活動家清水豊子から作家紫琴への道行きをたどり、女性であっても政治と文学に相渉ることができた。まさに希有な時代の多彩な女性表現者であり、さらには一葉以前の女性文学の担い手の一人だった。彼女を取りまく社会状況や個人的な生育環境などは、あきらかに樋口一葉とは異っていて、とうぜんのことだが、二人が世に送りだした文学も異質である。

そのような位相にある近代初期の女性表現者清水豊子・紫琴を、文学領域にまで視野を広げて照し出してみたい。

1 清水豊子・紫琴の素描

女権を主張する民権派の活動家として出発し、やがて小説家に転じた経歴が語るように、清水豊子・紫琴は表現者であることと生活者であることが密接に関わりあった人物だった。この女性を、言葉による表現者として考えようとするとき、彼女が時代とその制度に対してどのように涉りあって自己形成をしたのか、最低限でも確かめておかなければならない。そのなかから、彼女自身と時代と両方にかかわる問題点をクローズアップすることが適切だろう^(*)。

一八六八(明治1)年、清水豊子は京都に生まれた。夏目漱石より一歳若く、樋口一葉より四歳年上である。

一八八五(明治18)年、満年齢一七歳で縁談をうけ、民権派の弁護士岡崎晴正と結婚する。一九歳で、夫とともに奈良の民権派組織が設立した興和会系の学術団体・奈良交詢会の演説会で、岡崎豊子の名で弁士をつと

めた。豊子の演題は「女学校の設立を望む」(1887・11・26)だった。演題から想像すると、女の学問の向上を国家的観点から説き、女学校の全国的な増設を訴える内容だっただろう。女の弁士が女学校設立について話すのは、いかにももっともらしい演題の選択ではあるけれども、必ずしも女性でなければならない話題でもない。しかし好評だったとみえ、奈良では何回かつづけて夫婦で演説会に参加している。

カップルで行動する民権夫婦と聞けば、いかにも同志的な絆で結ばれた新時代の男女が想像されるだろう。だがじっさいは、豊子の夫には結婚前からの女性がいて、結婚後もその関係をやめようとしなかった。にもかかわらず、豊子は夫と演壇に立ち、賢夫人らしく女学校の設立などを訴えていた。維新後の京都で高度に開明的な知識階級の家産に生まれ、当時としては最高の女子教育を受けた秀才女性^(*4)にとって、岡崎晴正のように妾をもった男性と結婚した生活は、結婚をやめる決心をしないかぎり、ほとんどダブルバインド状態だったにちがいない。

この時代の結婚事情は、明治の最初に作られた戸籍が妾と妻を等しく二親等とした^(*5)時期もあったように、さすがにそれはやがて撤回されるものの、結婚習俗としては一夫多妻が蔓延していた。そのような時代には、妻としては、穏やかならぬ結婚の内情を家庭外にもらさないように気丈な妻を演じなければならず、かといって、女としての自負は日常的に確実にそこなわれつづける。

まず豊子を選んだ処方は、東洋の女丈夫や烈女のように、夫が立脚する自由民権の論理を積極的にマスターし、政治思想の場を共有することによって、夫が別の女性とつくる関係とは異質な同志的関係をつくり、自負をまもろうとしたと思われる。年上の夫もまた、そのような妻の資質を見込んだうえで、その頃にはもう自由民権の女性演説家として名を知られていた岸田俊子や景山英子を指標として、そこに妻を誘導しようとしていたのではないか。だが妻を民権運動に引き入れたことは、夫にとって獅子身中の虫を育てたも同然だった。

一八八八（明治21）年、二〇歳になった豊子は奈良の会合で植木枝盛（1857 - 1892）に会う。植木は、そのころの民権派ではもっともラディカルな思想家で、しかも深い思索力をもった理論家として、広く知られていた。豊子は植木との出会いによって、「女権」という言葉を自己解放のための生きた言葉として手に入れる。

すでに植木は、男女関係のあり方についても先鋭な男女平等観を展開していた。彼の女権論から婚姻論におよぶ広範な女性言説は『土陽新聞』（高知）への連載が完了し、それらのなかから男女平等論、婚姻論などを選んで収めた『東洋之婦女』（1889・9 出版人佐々城豊寿）が出版される予定だった。その本に序文をよせるほど、急速に豊子は植木に近づいた。植木の思想と植木その人とを支えにして、豊子は夫の二重結婚を否定する立脚基盤を固め、一八八九（明治22）年が明けるとまもなく、二一歳で戸籍上の離婚をとげた^(*6)。

離婚と前後して豊子は表現者としての多面的な奮闘期に入る。京都を拠点に、民権派の女性としていっそう演説活動に熱を入れ、代表的な演説「女権伸長の方策。敢て未婚紳士及令嬢諸君に望む」（1889・1）をおこない、大阪事件^(*7)の大井憲太郎や景山英子らが大日本帝国憲法発布の大赦で出獄すると、景山英子のために女性歓迎会を主催し（2月）私生活面でも景山英子と親交を結び、英子を敬愛した。政治評論でも、「敢て同胞兄弟に望む」（『興和之友』1889・3、『紫琴全集』所収のテキストは草稿であり、全集に収められるまでは古在家に秘蔵されていた文章である^(*8)）、「日本男子の品行を論ず」（『東雲新聞』1889・5）を発表。東京で「一夫一婦制建白」^(*9)をおこなった佐々木豊寿が、矢島楫子の「婦人矯風会」を追われて立ち上げた「婦人白標俱樂部」に入会し、豊子も京都で「一夫一婦制建白」をおこなった。

一八九〇（明治23）年五月頃上京、『女学雑誌』の記者としてはたらき、自由党党友としても活動。さまざまなペンネームを使い分け、雑誌のいくつものコラムを埋め、書くことに活動の比重が移る。国会開設を前に女性

を政治の場から排除する「集会及政社法」（1890・7）が公布されると、それに反対して「何故に女子は、政談集會に参加することを許されざる乎」（1890・8）を書き、「教育勅諭」公布と同時に「衆議院規則案」（女性の国会傍聴を禁止）が出されると「泣て愛する姉妹に告ぐ」（同・10）を書いて抗議し、ともに清水豊子の実名で『女学雑誌』に発表した。このときにはもう、岸田俊子は自由党副総裁中島信行の妻となって政治の表舞台から退き、景山英子は大井憲太郎の子を出産、大井との関係にエネルギーを奪いつくされている。民権女性として豊子はほとんど孤軍奮闘した。

一八九一（明治24）年、最初の小説「こわれ指環」を「つゆ子」の名で発表（『女学雑誌』1891明治24・1・1）好評を博した。幸田露伴・森鷗外・石橋忍月・田邊花圃らの称賛を受け^{*10}、当該号の雑誌は増刷になった。しかし政界では、国会開設早々に演じられた「土佐派の裏切り」にみられるように自由党は変節し、豊子は「誰が田」（1891・2・8同）「希有の術」（同・3・7同）などで自由党に批判的な目を向ける。

皮肉にも自由党から距離をとるようになったそのとき、左派の領袖大井憲太郎によって望まぬ妊娠をした。墮胎罪の厳酷な時代のこと、豊子は京都の実家で一一月に出産し、実兄の子とした。大阪事件の大井憲太郎は二年前に恩赦で出獄してまもなく、大阪事件の同志だった景山英子に接近し、一年後には英子に出産させていた。だが英子から結婚を迫られても応じず、そのさなかに、英子を敬愛する清水豊子をも妊娠させて、親友同士の二人の女性を相次いで苦境に陥れ、しかも絶交においやった。これは、女性解放運動にとって男性がいかに無理解で、障害の種をまいたかを語る典型的な出来事だった。

同じ年の年頭に、明快な女権小説ともいえるべき「こわれ指環」を書いて文壇をにぎわした直後の妊娠は、国会での自由党の裏切り行為に加えて、豊子の民権女性としての土台を嘲弄するかのような出来事だった。

一八九三（明治25）年、実兄をとおして東京帝国大学の農学者古在由直を知り、古在の熱愛に圧倒されてその年の内に自由結婚をする。大井事件

によって男性不信に陥っていた豊子は、古在との結婚を決めるにあたって、古在の真意を客観的に吟味するためであろう、小品「一青年異様の述懐」（1892・10・15『女学雑誌』）を「つゆ子」名で書いた^{*11}。

一八九四（明治26）年、長男を出産、九五年には女学雑誌社を退く。九六年から一九〇〇年まで、夫の五年間にわたる留学期間の家計を支えるため^{*12}に、あらたに「紫琴」を名のって小説を旺盛に発表。一時は一葉にならび、一葉亡きあとは女子文壇を埋める有力作家だった。一八九七（明治30）年には、じつに七篇の小説を『文芸倶楽部』などに発表するほど多作だった。

一九〇〇（明治33）年、古在帰国、一九〇一（明治34）年、断章「夏子の物思ひ」をやはり「こわれ指環」と同じ筆名「つゆ子」で書き、それを最後に終生の断筆となる。

以上、豊子が「女権」論を学びとり、それを核として実生活の問題を乗り越えた前半生を略年譜風にたどった。

それは大きく二つの時期に分けられる。

一八九二（明治25）年、古在由直と出会う前までを前半とし、その間には戸籍上の四年余りの岡田晴正との結婚期間も含むが、基本的には女権運動家として活躍した時代である。自由民権運動の演説をし、女学雑誌社の主力記者となってさまざまに名を使い分けては評論や雑文を書き、勢いによって小説までも書いてしまった。清水豊子、生野文子、清水秋玉、つゆ子など、一人の人物の筆名としてはにぎやかすぎるほどだが、それに応じた多彩さで活動のほうも奮闘的だった。後半期は、古在と結婚していったん書く場から引退し、数年のインターヴァルを措いた後、作家活動を再開した時期になる。五年間にわたって夫が留学して不在となり、家計を支えるために筆をとり、小説家「紫琴」として認められた時期である。

名のり方によって大まかに分ければ、紫琴以前と紫琴以後、つまり紫琴以前の「清水豊子」と、古在豊子となって「紫琴」を名のった時代である。本稿のタイトルを「清水豊子・紫琴」としたゆえんである。

その上で、それぞれの時期について代表的なテキストを選び出し、問題を焦点化すると以下ようになる。

第一に、清水豊子が植木枝盛と出会って急速に育てた「女権」論が、いったいどこまで女性認識と女性表現の可能性を広げたのか、女権論の評論群のなかで、とくに民権家の男性たちの結婚を批判して、女権を訴えた評論「敢て同朋兄弟に望む」に焦点を当てていく。つづいて、基本的にはそれらの評論群の延長線上に書かれた女権小説としての「こわれ指環」を、同時代の婚姻論の射程の中で読み直す。

第二に、いわば紫琴以前と紫琴以後の二つの時期にわたる小説作法の連続非連続の問題である。具体的には、大井事件および古在との結婚に先行した小説「こわれ指環」のなかで、女権論に収まりきらない箇所を取りだしてみることに。さらに、それから六年後に紫琴の名で発表された「葛のうら葉」（『文芸倶楽部』1897・5）と「こわれ指環」を対比し、紫琴以前と紫琴以後を繋ぐコア（核）のようなものを探ること。後者には女権論者の影は消されているものの、小説構造上は「こわれ指環」を六年後にもう一度繰り返したかのような相似関係が認められる。全体としては政治と文学のズレの意味を問うことになる。ただしこちらは続稿にゆずることにしたい。

2 「敢て同胞兄弟に望む」——結婚のなかの「女権」

一八八八年晩秋、議会開設と選挙を一年余の後にひかえて、民権派が再度の盛り上がりを見せるなか、清水豊子は岡崎晴正との事実上の離婚をし、女権論者として夫からの精神的自立をとげる。それを証明するかのように、離婚を前提にした別居期間中に、自身の結婚を対象化し、はじめて主体的に紡ぎ出したテキストが植木枝盛の『東洋之婦女』への序文と政治評論「敢て同胞兄弟に望む」の草稿だった。どちらも女権論をストレートに鮮烈に展開したものである。

すでに記したように、「敢て同胞兄弟に望む」の草稿は、わたしたちが

『紫琴全集』によって『興和之友』への発表文だと提示され、公開された原稿と信じて読んできたものだった。じつは発表文はそれとは別のものだった^{(*)13}。草稿と発表文は論調自体が根本的に異なっている。なぜこういうことになったのか。とにかく草稿は全集に収録されるまでは、だれの目にも触れることはなかった。一八八九年三月の『興和之友』に「清水とよ投書」として掲載された同題の発表文の方が、奈良の民権活動家の間で読まれたのである。女権論としては、発表文は草稿よりもはるかに後退した姿勢をとり、国会開設を約束した天皇への崇敬の表明と、「兄弟」としての男性民権家集団に対する韜晦的なおもねりで身を護りながら、ごく控え目に、女の権利の拡張に力を貸してくれるよう、彼ら自由党の同胞兄弟たちに期待するのみである。草稿の方は、民権派男性の意識改革を強く訴えて、激文的なインパクトを発していたにもかかわらず。

まず草稿と発表文の書き出し部分だけを並記してみる。

<草稿> 今や明治二十一年も既に去らんとし兄弟諸氏が待ちに待ちたる国会開設の期も遂に中間纔かに三百有余の日数と八なりぬ。我が兄弟八これがためかつて寢食を忘れて東奔西走せられたりき。しかり諸君は全国の与論を惹起し、かつこれを代表してその請願に尽力されたりき。しかして今は、(『紫琴全集』)

<発表文> きのふと云ひけふとくらはして飛鳥川流れてはやき月日なるかな、其初十四年十月を以て我が皇帝陛下か將に明治二十三年を期し議院を召し国会を開かんとするとの空前絶後の聖詔を發し給ふや我等八之を拝読して坐るに感泣を催したると共に其の十四年より二十三年に至るまで八通計十年の歲月ある事を思ふて光陰は白駒の隙を過るか如しとの言葉あるにも拘はらず、

草稿は率直に核心へと迫りくる無駄のない文体である。対するに発表文は、縁語掛詞の古典和歌の古めかしいレトリックを駆使し、まさきに天皇陛下に崇敬感謝を熱烈に致すことから始まり、全文わずか二段落のべた書きである。しかし、草稿は同胞兄弟を主体として位置づける。国会開設は彼

らが東奔西走して勝ち取ったもの、「待ちに待ちたる」民権の実現だと語り、だからこそ彼らの家庭内での暴君ぶりが矛盾なのだ、とする攻撃が迫力をもち得る。対するに発表文は、国会を天皇の大御心の賜物と言ひ、同胞兄弟は「聖詔」を受ける非主体的な臣下に格下げされ、しかも十年の歲月は彼らには瞬時であったとする。この大枠では、同胞兄弟に対する姉妹の抗議など些細な内輪もめにすぎない。

豊子はなぜ改竄しなければならなかったのか。発表文が載った『興和之友』の興和会には、離婚した夫が所属しており、民権男性への批判が鳴り響いているような草稿の掲載には、興和会からクレームがついたとも考えられる。新しく加えられた天皇への目配りも、自由党全体の動向にかかわっていたのではないか。豊子自身が進んで自己検閲をしたとは思われない。なぜなら、草稿は、死後においてでもだれかの目に触れることを期待するかのように、当人によって大切に保存されていたのであり、豊子のその行為自体が、いつかは後世に真意を知らしめたいという意図だったとしか思われないからだ。草稿をそのままの形で掲載できなかったという事情のなかに、豊子を取りまく自由党の政治情勢、ひいては女性全体を取りまく抑圧体制が読みとれる。

ともあれここではまず、冥界の豊子のために全集版が沈黙の世界から甦らせた草稿の「敢て同胞兄弟に望む」に即して、豊子の言いたかったであろう真意を改めて浮かび上げよう。

①： 問題提起：民権運動の積年の願いが叶い国会開設はまもなく三〇〇余日後になった。自由民権の男性たちにはさぞかし百花爛漫の春にも似た歓びであろう。だが彼らはその歓びを、「我が姉妹等と共に」味わうつもりであろうか。否である。なぜなら同胞姉妹たちの日常生活の偽らざる実態は、あまりに悲惨だからである。女性たちはみな、

政府の別に各々の小君主を戴けり。この小君主八ある狭隘なる場所において専横を極め、我が姉妹を苦しめおれり。ここに八法律もその効を及ぼさず、真理もその跡を斂め滲澹たる黒雲その上を覆へり

(下線筆者、以下同じ。なお、この部文は発表文では削除)
といったありさまである。女性たちは政府ばかりでなく家庭、「ある狭隘なる場所」においても君主をいただき、二重の君主に支配されている。家庭内で女性に専横的な態度をとるのは長屋の八公・熊公だけではない。彼らとおなじく、じつは教養があると自負するあなた方、高尚な自由を掲げて国会議員になろうとしている民権の紳士たちのことでもある。あなた方は思想において矛盾しているのではないか。

⑫: 自由民権の原則と現状の乖離：そもそも「自由」とは何か。男女すべての「人権」を重んじることにほかならないのではないか。男性たちにしても、

必竟人権の重んずべきを知ればこそ自由を主張するならん。立憲政体を企図せしならん。しかして人と八男女を総括するの名称なる八万々知悉するところならん。しからば則ち男女同権に論なく共にその権利を拡張する八当然ならずや。 (ここも発表文では削除)

「人と八男女を総括するの名称」である。そのことはだれも否定できない周知の事実。だから当然、「自由」と「人権」においては「男女同権」でなければならない。それなのにあなた方の本音はつぎの一言につきる。

^{ママ}(すべて人の権利は同一なりしかれども婦女の権は男子より小なり)^{ママ}
(発表文では削除)

⑬: 現下の方策：では、民権運動の「民権」に女性の権利が含まれず、権利上の男女平等が実現されていないこの男女不均衡の現実を、どのようにして打開すればよいのか。女性の立場からの方策はこうである。

妾等は一国の政事に参するよりも前に一家の主権に与んと欲するものなり。政府に自由を求むる前に、その夫の束縛を脱するをねがふものなり。いやしくも妾等にして一朝小君主の手を脱し屋内の自由を得んか、すなはち諸君と一心戮力して力を一国の自由に効さん、諸君聞かずや泰山は土壤を譲らず河海は細流を撰ばずと。

(同じく発表文で削除)

参政権よりも前に、女性たちは家庭内において夫からの自由を獲得しなければならない。女性がますます欲する「人権」とは、もっとも身近な家庭の中での「主権」（「女権」）発揮のことなのだ。女性たちは、家庭の小君主から自由を得た暁にはじめて、男性と共に一国の自由のために尽くすことができるようになるだろう。一八九〇年の国会開設は、男性の自由達成の時であるばかりでなく、女性が家の内の束縛から解放され平等を獲得する時でなければならない。

このように豊子は、私生活のなかに巧妙に紛れ込んだ男女間の政治性を明瞭に指摘し、女たちにとっての喫緊の課題は家庭内での自由と平等の獲得だと断定した。それが実現すればおのずから、国政面での自由平等は必ずついてくる、と考えた。

さて、草稿のエッセンスとしてここに抜粋した箇所は、すべて発表文では削除されている。筆者はこの草稿のノートをつくった段階では、まだ発表文の全容を把握していなかったため、この露骨な対比結果に驚いた。草稿の肝心なところは全部削除しても、発表文と草稿の長さはほぼ同量を保ち、しかも新しい話題が加わったわけでもない。発表文の風通しの悪さは推して測れようというものである。

ところで政治思想史研究者の大木基子は、民権運動のはじめのころ、その中にいた女性たちはたいてい「民権」と「女権」のちがいに気づいていなかったと言う^(*)14)。岸田俊子や景山英子もその例に洩れない。岸田俊子は民権男性と演説会を共にする過程で、男性による女性への無視や差別があることを体験して告発するようになり、それが「同胞姉妹に告ぐ」（1884・5-6『自由燈』）に結晶したという。しかしこの直後に中島信行と自由結婚し、政治活動から退く。二人に遅れて登場した清水豊子の認識がもっとも研ぎ澄まされたものになり、ひとり女権の実現への熱意を表明した。

豊子にとっての「女権」論は、岸田俊子の「同胞姉妹に告ぐ」にあえて重ねたタイトルの「敢て同朋兄弟に望む」（草稿）によって本格的にスタートしたが、それは日常生活の家庭・家政面での男女平等を意味する「女権」

的民権であることはもちろんのこと、その基盤の上に、政治・社会面での「男権」的民権と同等な「女権」的民権を望むものだった。このような私的な領域の権力関係の指摘には、一九七〇年代の第二波フェミニズムに通じるものがある。

しかし、無念にもこの明快な論旨の草稿は読者の目には触れなかったのである。豊子の発表文を載せた二ヶ月前の『興和之友』は、国会開設を一年後にひかえ、また憲法制定・発布を一ヶ月後にひかえた特別な時を迎えて、植木枝盛の「寄書」として、立憲政体における憲法とは何かを同志に緊急に啓蒙する必要から、論説「植木枝盛『憲法六解』」を載せた。編集の形からすると、「清水とよ」の「敢て同朋兄弟に望む」は同じ状況下の論説として、植木とのセットで掲載されたとも考えられる。片や「寄書」、片や「投稿」の扱いだが、二人の経歴と名の差からみても扱いの違いは当然としても、植木は要点を適切におさえ、誰におもねることもなく率直な原則論を展開しているのに対し、清水豊子の文章は先に抜粋した草稿の重要な部分がすべて削除され、代わりに、同胞兄弟を「自由の先唱者」「人権の先唱者」「立憲政体の先唱者」と口を極めて称賛しつつ、彼らに男女同権の実現への「尽力」を「希望」する。それはたんに女のためではない、「男子諸君の為に」希望するのだともいう。無惨な換骨奪胎。執念でも草稿は保存されなければならなかった。

3 「女権」の背景をなす婚姻論——「契約」と「歡樂」

豊子が家庭内の夫と妻の実態を不平等として撃った論拠が、開化以来啓蒙理論として福沢諭吉らによって翻訳され広められたルソーの天賦人権論や、ジョン・スチュアート・ミルの『男女同権論』(*15)などにあることはいうまでもない。しかしそれ以上に、直接指導的な役割を果たしたのは、これまでもふれてきた植木枝盛の『東洋之婦女』である。そして植木の本よりもすこし前に出た横山雅男の『婚姻論』(1888・7)も視野に入れてよ

いだろう。こちらは、当時女性の啓蒙に多大な影響力を発揮していた女学雑誌社からの出版で、豊子は同じ出版社に三年後には記者として入り敏腕を発揮するが、今井泰子の実証的な「『こわれ指環』論」^(*16)によれば、豊子が女学雑誌社の『女学雑誌』のもっとも古い時期からの熱心な読者であったことが、『こわれ指環』の随所に痕跡を残していることが証明されている。豊子と女学雑誌社の因縁は古かった。

横山も植木も、欧米渡来の思想を基盤にして結婚の近代化を提言し、明治初期の近代的な婚姻論を代表する。どちらも新しい婚姻のあるべき理想を一夫一婦として掲げ、その一夫一婦の関係は「契約」または「盟約」によって安定的に持続させられるべきだと述べる^(*17)。

横山雅男の『婚姻論』は、結婚を定義している。

婚姻は男女終身の間、相互に親愛庇保して貞操を守り悲歡を共にせんことを、法律上の正式を以て盟約したる身分の関係なり。

（第二章「婚姻の定義」『明治文化全集』一六巻p39）

キリスト教の結婚式のお定まりの誓言の場面がつい連想されるような定義であるが、結婚とは、男女が「法律」によって正式に「盟約」した「身分の関係」だと、ものものしく条件づけている。さらに、

法律博士フランシスリーベル氏曰く、家族の能く高尚なる發育を致す所以は、一夫一婦の俗にあるのみ、この制なくんば家族起ると雖ども發育する能はず。（略）

ハウスホーフエル氏曰く男女両性の同数は造化が人類に一夫一妻を示したるものなり云云。 （十九章「正婚」p87）

泰西の法律学者の言葉を借り、望ましい家族を形成するためには「一夫一婦」の結婚がもっともよいとし、その論拠をやはり泰西の別の学者の見解をもちいて、生物学的に男女比がほぼ同じであるという自然現象に求めた。生物学に基づく証明方法はいかにもこの時代らしい。家庭の「發育」は一夫一婦制によってはじめて可能になるとされるように、婚姻論にまで生物学的進化論はおよんでいる。

他方、植木枝盛の『東洋之婦女』には、横山のような借り物的な翻訳臭はない。西欧近代の知見に学びつつ、それを日本の現実にもなじむよう、熟慮した提言を自分の言葉として述べている。植木の結婚の定義は、もともと異質な男女の性は男と女という異質な人間をつくり出しているの、両者は対等な関係のもとで合一しなければならぬと前提し、

女たる者は男と相結ばざれば歡樂を尽すを得ず、後を延ばす可からず、嗣を広ふす可からず、唯だ其殊性異質両個結社して然して後人間の幸福期企すべし、社会の命脈提繫すべし。斯くの如くなるがゆゑに一個の男子たる者一個の女子たる者と同等の主義に倚り、同等に慶福を収むることを目的と為し、畜に肉体の会合のみならず、無限の愛情を以て其心魂を会合せしむるの契約を挙行す、是れ之を婚姻とは為すなり。

(第二篇第壹章「婚姻及夫婦」の第一節「婚姻の理義」『明治文化全集』一六卷p218)

植木は、男女は異質な性をもつ存在だから、単独では不完全な存在であるほかに、結婚によって両方が合一することによってはじめて十全になるといい、プラトン以来の古典的な考え方を披瀝する。しかし結婚の目的として、第一に「歡樂を尽す」ことだとし、そして「後を延ばす」子孫確保だというとき、あえてそこに明記された「歡樂」という言葉には、植木の特異な個性が滲み出ている。結婚が子を得るためだけに意味づけられた武家階級の結婚制度や、明治になってもなおそのような感覚を濃厚にとどめていた同時代の土族出の思想家たちの家中心の結婚観に対して、ごく微禄の土族出身者だった植木は、思い切って自由な立場に立ちやすかったというべきか。植木は終生正式な結婚ということをせず、遊廓に通い、芸者に民権音頭を教えて遊んだというが、男性に対しては極度に口が重く、つき合いくかったことで有名であり、反対に彼のまわりには女性の友人がいつもたくさんいて、親密なネットワークがつくられていたともいう^(*)。 「歡樂」という言葉は、そうした植木の価値観や人柄や性行動から滲み出

たエッセンスのような含みのある言葉で、とくに注目される。

さらにもうひとつは男女平等のこと。結婚した男女は「主義」においても「慶福」においても「同等」でなければならない、と植木は念押しする。「主義」とは結婚の定義にかかわることであり、「慶福」とは「歓楽」および「子孫」の確保を意味する。それらすべての点に置いて、男女は「同等」でなければならない。それを強調するために、植木はもう一度、「婚姻は如何なる契約か」という節を続け、三点の標語を立て、その三つ目に、

「婚姻は契約なる事」(第二節「婚姻は如何なる契約か」(p219)

と唱った。

さらに「歓楽」や「同等」の概念につづいて、三番目に植木の面目が躍如するところは、結婚は「契約」だとしながらも、それはもともと「民事上の契約」なのだから、「自由結婚」こそがふさわしいと考える点である。

何となれば婚姻は只た是れ一对の男女が互に相資益し、相扶助するを目的と為し、会同するに過ぎざればなり(同)

と植木は言っている。だから、「教会」(神とか絶対者とか)が関与すべきではない、当事者同志、結ぶこともほどくことも可能な契約にもとづく「自由結婚」であるべきだと。

先述したように、横山の定義はいかにもキリスト教の教会臭が濃かったが、自由民権思想家としての植木が思いめぐらせた「自由」の領域は、結婚においても絶対者の縛りをしりぞけようとしていた。同じようにキリスト教文化圏の結婚観に学びながら、横山はそれを直訳調で紹介するにとどまり、植木は、キリスト教文化の根幹をなす教会の権威からあえて結婚を分離させ、男女の関係においても対等にして自由な関係を日本に定着させようと、「自由結婚」を提唱した。

つまり、「同等」な男女が「歓楽」と子孫確保の幸福に与るために、彼らは「自由結婚」によって個人的な「契約」をむすぶのだと。

清水豊子は、植木のいう「婚姻は契約なる事」とする考えを支柱として自身の結婚・離婚を考え、またそのなかから公私の場での男女平等を求め

る女権論を育て上げた。自身の結婚体験に取材した小説「こわれ指環」にも、構成の基調には「婚姻は契約なる事」を問う仕掛けが、指環の表象効果を駆使して巡らせてある。その意味でこの小説は女権論の文学なのである。

けれども興味深いことだが、「こわれ指環」には、ささやかなほころびのようにテキストの曖昧さがのぞく瞬間があることを、ここでは予告だけしておきたい。必ずしも全体が女権論で覆い尽くされているのではない点をだいに考えたい。それは植木のいう「歓楽」と接するわずかな可能性なのかもしれない。

4 「こわれ指環」(1) —— 「契約」をめぐる

「敢て同胞兄弟に望む」では、率直な草稿を発表できなかった無念な豊子だったが、憲法発布、衆議院議員選挙法公布、帝国議会開院とうち続く過程で、女性の政治参加がづいづいに狭められる事態に対しては、『女学雑誌』の記者として「何故に女子は、政談集会に参聴することを許されざる乎」、「泣て愛する姉妹に告ぐ」を発表し、渾身の抵抗を示すことができた。小説「こわれ指環」はこれら一連の、勢いをもった評論群と心理的なコンテクストを共有して生みだされた。

「こわれ指環」は、語り手の「私」が結婚してから離婚にいたるまでの体験を、聞き手に直接語りかける一人称口語体の告白形式で書かれている。この形式は訴求性のある語り方として、高い評価をえているけれども、「私」なる語り手が、あえて玉を外したいびつな指環を手放さない理由を、いわば由来物語として語る私語りの手法には、恰好の先行モデルがあった。ちょうど一年前、この小説とまったく同じように『女学雑誌』が正月号恒例の付録として送り出した若松しづ子の「忘れ形見」(1890 明治23・1・1^(*19))がそれである。

後注のように両者の語りだしの形式はまったく同一である。これはけっ

して偶然の一致ではない。わたしたちはむしろ、もともと演説家として語る女だった豊子が、『女学雑誌』の愛読者でもあって、はじめての小説を試みるとき『女学雑誌』のなかにモデルを捜し、そこから最適の模倣モデルを見つけ出した選択眼の秀抜さに脱帽すべきであろう。若松しづ子自身、叙事詩だったものを語りものに翻案して訳出し成功を収めたのだが、そこで切ない母恋いを叙情的に語った少年の口調を、豊子は女性の結婚の理不尽な切なさにおき代え、女権に説き及んだのである。

さて「こわれ指環」では、父が絶大な支配権をもつ家で女学校を卒業した私が、それ以上の向学心をもっていても、父の反対でゆるされない。身近な女性たちの例をみても結婚に気後れし、できる限り縁談を避けてきはしたものの、父の結婚命令に抵抗できる理論武装もできていない。父から縁談を示されると、従うしかない。

しかし結婚してみるとその縁談には嘘があって、相手にはもともと別の女性がいたことが発覚した。いったん嫁した娘は、両親にそのことをあからさまに告げないし、父の責任として問いつめるようなこともしない。ただ数年間を忍従してから、やがて書物を通じて知った「女権」の論理によって、自身の苦しみが同時代の女性一般にかかわる問題でもあることを学ぶ。その「女権」論によれば、自分も夫も間違った結婚をしていたのだと考えるようになる。彼女は女権の考え方を夫に訴え、夫の結婚観の変革を試みたが、彼は聞く耳をもたない。自分がそばにいるから夫の意識改造ができないのだと考えた妻は、「不本意ながら」の離婚をする。

父親は、娘が女権の論理をもって離婚すると、家長として娘の相手を見誤ったことを反省し、むしろ娘に精神的な支援を送る。この理解ある父親は、一葉が五年後に描く「十三夜」の父親にくらべると、たいした違いである。「十三夜」の父は、玉の輿に乗った娘にむかって、貧しい実家のために犠牲と忍従を説いた。

すでにみてきたように、当時の婚姻論の最前線は一夫一婦の「契約」を提唱していた。「こわれ指環」の父にとっても、縁談の最初から一夫多妻

はありえない前提だった。また夫にしても、妻に指環をプレゼントするという当時としては先進的な行動をしたことからわかるように、西洋流の婚約指環や結婚指環が表象する結婚の一夫一婦の契約性を、とりあえず新知識・新風俗としてではあるけれど、知っている文化人だった。にもかかわらず、この夫は、当時のヨーロッパ渡来の契約の婚姻論などもとせず、一夫多妻の封建遺制に居直っている。

この小説では、対等な家庭間に取り結ばれた婚姻が問題になっていて、貧富や学歴や社会的地位の差はいっさい介入せず、たんに結婚観や結婚習俗の新旧、または西洋的と東洋的の対立に問題が絞り込まれ、単純化されている。そこには「十三夜」にクサビのように打ち込まれているような、結婚にまつわる貧富・学歴・地位の差などは無関係で、そのかぎり、この小説の読後感は女権論として透明に結晶するのである。

すなわち小説「こわれ指環」は、清水豊子の私的体験をもとにしてはいるが、結婚の「不幸悲惨は決して女子の天命ではない」、「日本の婦人も、今少し天賦の幸福を完ふする様にならなければならない」と訴えること、結婚における男女の同性性、女権の立場に立った女性の精神的自立の表明に主眼がおかれた。そして「女権」という理念そのものは、「婚姻は契約なる事」という植木枝盛の標語のうえに、結婚の契約性を表象する指輪のシンボルを高々とかざすことによって、鮮明に印象づけられた。

ところで肝心な「契約」の理念だが、テキストで最初に夫から妻に指環が贈与されたことを語るくだりには、論理的な飛躍がある。だが語り手は、少しも気にすることなく、言説を「契約」の概念へと方向づけてしまう。

私がこの指環を私の手にはめる事となりましたのは、今よりちょうど五年前のことで、私が十八の年の春でありました。私はちょうどその春結婚致しましたので・・・夫から贈られたものなんです。けれどもただ今で申します契約の指環なぞと申すつもりで与へられたのもではありません。ただ何心なく私に買つてくれましたものでござりますが、今から申せば、これを契約の指環と申しても差支へはないのでござい

ませう。

夫の意図としては、指環を買い与えた当初は、「契約の指環なぞと申すつもりで与へられたのもでは」なかった、と私はいう。私自身もそのときには、結婚にあたっての指環贈与が習俗としてどのような意味を表すものか知らなかった。だから、夫が「ただ何心なく」買ってくれた指環は、私にとっでは高価な帯を買ってもらったのと同断だろう。

それなのに妻は、「今から申せば、これを契約の指環と申しても差支へはない」と、事後的に指輪に結婚の「契約」の意味を盛り込む。贈り主にも受け手にも「契約」という意味の了解はなかった、といったんことわりながら（そこには妾を困っている夫には一夫一婦の契約などするつもりがもともとなかったという意味も含まれてもよいが）、後から、妻だけが、勉学にもとづいた知識によって一方的に指環の含意を変えるのだ。妻の女権論と西洋流の一夫一婦制への崇拜で、指環は身を飾る装飾品から、神聖な象徴記号へと表象転換が行われたことになる。

語り手の私は、新しい結婚観を指環に表象させ、離婚してこわした指環をかざしながら、離婚してもなお一夫一婦の契約の履行を夫に望むのだが、この妻の論理には、もともと論理的な踏みはずしがある。にもかかわらず今日の読者は、すでに指環に契約の伝統を認めているので、そのことをつい読み過ごす。その意味ではテキストへの指環の採用は大成功をおさめているというべきだろう。

飛躍はさらに進み、こわれた指環と完全な指環の間には簡潔明瞭な価値の差がおかれ、こわれた指環はいつかは完全な指環・完全な結婚になることを目指して、指環の西洋的伝統にしたがって、契約の履行を求めていかなければならない。そしてそれが語り手の私が考える女権でもあるのだ。

ここで思い出してほしいことは、植木枝盛は結婚を定義したとき、歡樂と次世代確保のことを説いたのだった。しかしこの面に、「こわれ指環」の結婚離婚談はほとんど背を向けて顧みない。今井泰子は、この小説には終始愛情が問われないと書き、たしかにそうなのだが、それを今井は、

「そもそも日本の伝統的結婚に愛情は不要であった」と時代一般の問題として突き放してしまった^(*)20)。だが、はたしてそれでよいのだろうか。

さきに筆者は、テキストにささやかなほころびがあると指摘した。このことをめぐり、次には「こわれ指環」の内側から外側にテキストを開いていこうと思う。

筆者は本稿のはじめにあたって、清水豊子・紫琴研究が「こわれ指環」でストップするのがつねだったと言いながら、ついに「こわれ指環」の終わりにさえ到達できず、次稿をまつことになった。

(清水豊子・紫琴のテキストは『紫琴全集』(草土文化社)によった。)

注

- 1) 清水豊子は、最初は口で語る演説をし、つづいてペンで語る文章を書いた人だが、折々に使用した名前は戸籍名が三つ、筆名は五指に余る。一つの名で呼ぶことがむずかしい。そのため高田知波は「女権・婚姻・姓表示」という解説文で、この女性の名のり方を問題にしたほどである。本稿では豊子の仕事を前後に分け、前半を戸籍名「清水豊子」によって代表させ、後半を作家として用いた筆名「紫琴」で代表させることにした。
- 2) 豊子復活に最大の貢献があったのは、山口玲子の『泣いて愛する姉妹に告ぐ——古在紫琴の生涯』(1977草土文化社)である。
- 3) 履歴を概観するにあたっては、『紫琴全集』のほか次のような先行研究を参考にした。注2)の山口の書、相馬黒光『明治初期の三女性』(復刻版不二出版1985)、外崎光広『植木枝盛と女たち』(1976ドメス出版)、『日本婦人論史(上)女権論編』(1986ドメス出版)、大木基子『自由民権運動と女性』(2003ドメス出版)、竹末勤「清水紫琴と奈良における演説活動」(『奈良県近代史研究会会報』7号(1981・8))、「清水紫琴の「平権」運動」(『同』38号1984・9)、関口すみ子「演説する女たち」(『未来』396, 399, 401, 403, 406, 1999-2000)、北田幸恵「女権と文学の間——古在紫琴論」(『北方文芸』1984・8)、宇津恭子『才藻より、より深き魂に：相馬黒光・若き日の遍歴』(YMCA同盟出版部1983)、西川佑子『花の妹岸田俊子伝』新潮社1986)など。
- 4) 山口玲子『泣いて愛する姉妹に告ぐ——古在紫琴の生涯』
- 5) 1870年12月20日、明治政府が頒布した刑法「新律綱領」は、妾を公認して妻と同じ二親等に位置づけた。
- 6) 大木基子は注3)の書の146ページで、豊子の書き物のほげしい男性批判の論調から、離婚にいたるまでにはしばらくの別居期間があったと考えるのが自然だとしている。

- 7) 大阪事件：明治18年、自由党左派の大井憲太郎を中心にした日本改革の計画。朝鮮に革命を起こすことによって、その力を逆輸入して日本の改革を実現しようとしたが、事前に発覚、関係者は国事犯として下獄、1989年2月、憲法発布の大赦で出獄した。
- 8) 『明治文化全集』16巻の「解説」で、家長三郎は『植木枝盛日記』の記述から「一夫一婦制建白書」の執筆者は植木枝盛だと推定した。
- 9) 北田幸恵の注(2)の論文では、北田がこの論説について出版社に問い合わせたところ、全集掲載のものは古在由重氏から草稿のかたち持ち込まれたものによっているという説明があった、と述べている。
- 10) 幸田露伴（『国会』1891・1、『女学雑誌』248号1991・1・17に再掲載）・森田外（『文則』1891・2、のち「つき草」）・石橋忍月と内田不知庵（『女学雑誌』248号）・田邊花圃（『女学雑誌』258号）その他。
- 11) 『紫琴全集』（1983草土文化社）には古在から豊子に送られた当時の手紙が多く収められていて、それによると、豊子が結婚に際して女権の立場から「契約」と「履行」ということを問題にしたらしいことが間接的に読みとれる。そうした面だけでなく、当時の恋愛・結婚をめぐる男女の交渉の経緯を解説するうえで、十分考察に値する基礎資料である。
- 12) 今井泰子は留学者に対する「官吏非職条令」（1884明治17）を参考に、留守家族の経済的不如意を解明した。（今井ほか編『短編女性文学 近代』の「こわれ指環」解説、1987）
- 13) 「発表文」の方の本文は、奈良県近代史史料(1)『大和の自由民権運動』（1981・10・31奈良近代史研究会による復刻）によった。
- 14) 大木基子前掲書21から23ページ
- 15) ジョン・スチュアート・ミル『婦人の隷従』は、原著に遅れることわずか9年で、仙台の自由民権論者深間内基がその前半を訳出した、と柳田泉は述べている（『明治文化全集』一六巻解説、日本評論社 1959）
- 16) 注12に同じ
- 17) 横山雅男『婚姻論』、植木枝盛『東洋之婦女』は、ともに『明治文化全集』第一六巻「婦人間篇」1959所収。
- 18) 外崎光広『植木枝盛と女たち』（ドメス出版 1976）
- 19) 英国の女性詩人プロクトルの詩“The Sailor Boy”を小説に変えた「忘れ形見」（『女学雑誌』1890・1・1）の語りだしは、「あなた僕の履歴を話せつて仰るの？話しますとも、直つき話せつちまいますよ、だつて十四にしかならないんですから、別段大した悦も苦勞もしたことがないんですもの、」である。
- 20) 注12に同じ